

福岡市公報

令和7年12月22日 第7199号(別冊4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一
交 通 局

ページ

○福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正 (規程第30号)	1
○福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正 (規程第31号)	4
○福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部改正 (規程第32号)	9

交 通 局

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第30号

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の給与に関する規程 (昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第16号) の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

交通企業職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円							
定年 前 再任 用 短 時 間	1	191,800	206,300	245,900	266,100	289,400	339,000	399,300	456,500
	2	192,900	207,700	247,200	267,700	291,000	341,000	401,800	459,300
	3	194,000	209,100	248,500	269,300	292,600	343,000	404,300	462,100
	4	195,100	210,500	249,800	270,900	294,200	345,000	406,800	464,900
	5	196,000	212,000	251,100	272,300	295,900	346,800	409,300	467,700
	6	197,200	213,900	252,400	273,900	297,600	348,800	411,800	470,600
	7	198,400	215,800	253,700	275,500	299,300	350,800	414,300	473,500
	8	199,600	217,700	255,000	277,100	301,000	352,800	416,800	476,400

福岡市公報 第7199号
令和7年12月22日 (別冊4)

勤務職員以外の職員	9	200,600	219,500	256,400	278,500	302,500	354,700	419,400	479,200
	10	201,600	221,400	257,800	280,100	304,200	356,700	422,000	482,100
	11	202,600	223,300	259,200	281,700	305,900	358,700	424,600	485,000
	12	203,600	225,200	260,600	283,300	307,600	360,700	427,200	487,900
	13	204,500	227,000	261,800	284,800	309,300	362,600	429,600	490,900
	14	205,500	228,400	263,400	286,400	311,100	364,700	432,300	493,900
	15	206,500	229,800	265,000	288,000	312,900	366,800	435,000	496,900
	16	207,500	231,200	266,600	289,600	314,700	368,900	437,700	499,900
	17	208,400	232,400	268,300	291,200	316,500	370,800	440,300	503,000
	18	209,400	233,600	269,700	292,800	318,300	372,900	443,000	505,700
	19	210,400	234,800	271,100	294,400	320,100	375,000	445,700	508,400
	20	211,400	236,000	272,500	296,000	321,900	377,100	448,400	511,100
	21	212,200	237,100	273,900	297,700	323,700	379,200	451,200	513,800
	22	213,200	238,200	275,300	299,400	325,500	381,400	453,900	515,700
	23	214,200	239,300	276,700	301,100	327,300	383,600	456,600	517,600
	24	215,200	240,400	278,100	302,800	329,100	385,800	459,300	519,500
	25	216,000	241,600	279,400	304,300	330,900	387,800	462,000	521,200
	26	217,000	242,600	280,800	306,000	332,700	390,200	464,600	522,900
	27	218,000	243,600	282,200	307,700	334,500	392,600	467,200	524,600
	28	219,000	244,600	283,600	309,400	336,300	395,000	469,800	526,300
	29	219,800	245,600	284,800	311,000	338,200	397,300	472,200	527,900
	30	220,700	246,600	286,200	312,400	339,800	399,500	473,800	529,200
	31	221,600	247,600	287,600	313,800	341,400	401,700	475,400	530,500
	32	222,500	248,600	289,000	315,200	343,000	403,900	477,000	531,800
	33	223,300	249,400	290,200	316,600	344,600	405,900	478,700	532,900
	34	224,200	250,400	291,600	317,900	346,200	408,000	480,100	534,100
	35	225,100	251,400	293,000	319,200	347,800	410,100	481,500	535,300
	36	226,000	252,400	294,400	320,500	349,400	412,200	482,900	536,500
	37	226,800	253,200	295,600	321,800	351,000	414,200	484,100	537,700
	38	227,600	254,200	296,900	323,000	352,600	416,300	485,400	538,800
	39	228,400	255,200	298,200	324,200	354,200	418,400	486,700	539,900
	40	229,200	256,200	299,500	325,400	355,800	420,500	488,000	541,000
	41	229,800	257,000	300,900	326,700	357,300	422,500	489,400	542,100
	42	230,400	257,900	302,200	327,900	358,900	424,600	490,600	543,200
	43	231,000	258,800	303,500	329,100	360,500	426,700	491,800	544,300
	44	231,600	259,700	304,800	330,300	362,100	428,800	493,000	545,400
	45	232,200	260,500	306,200	331,500	363,600	430,700	494,000	546,400
	46	232,800	261,400	307,500	332,500	365,200	432,500	495,100	547,500
	47	233,400	262,300	308,800	333,500	366,800	434,300	496,200	548,600
	48	234,000	263,200	310,100	334,500	368,400	436,100	497,300	549,700
	49	234,500	264,000	311,400	335,400	369,800	437,800	498,500	550,600
	50	235,100	264,900	312,700	336,400	371,300	439,100	499,500	551,600
	51	235,700	265,800	314,000	337,400	372,800	440,400	500,500	552,600
	52	236,300	266,700	315,300	338,400	374,300	441,700	501,500	553,600
	53	236,800	267,400	316,400	339,300	375,700	442,800	502,600	554,500
	54	237,400	268,300	317,600	340,300	377,100	444,000	503,500	554,700
	55	238,000	269,200	318,800	341,300	378,500	445,200	504,400	554,900
	56	238,600	270,100	320,000	342,300	379,900	446,400	505,300	555,100
	57	239,100	270,800	321,200	343,200	381,400	447,400	506,100	555,300
	58	239,700	271,700	322,400	344,200	382,800	448,600	506,900	
	59	240,300	272,600	323,600	345,200	384,200	449,800	507,700	
	60	240,900	273,500	324,800	346,200	385,600	451,000	508,500	
	61	241,300	274,200	326,000	347,000	386,800	452,000	509,300	

第7199号
福岡市公報 令和7年12月22日 (別冊4)

62	241,900	275,000	327,000	348,000	388,100	453,200	510,100	
63	242,500	275,800	328,000	349,000	389,400	454,400	510,900	
64	243,100	276,600	329,000	350,000	390,700	455,600	511,700	
65	243,500	277,500	329,900	350,800	391,800	456,600	512,300	
66	244,100	278,300	330,900	351,800	392,900	457,700	512,800	
67	244,700	279,100	331,900	352,800	394,000	458,800	513,300	
68	245,300	279,900	332,900	353,800	395,100	459,900	513,800	
69	245,700	280,800	333,700	354,600	396,000	460,900	514,300	
70	246,000	281,600	334,600	355,500	397,100	461,900		
71	246,300	282,400	335,500	356,400	398,200	462,900		
72	246,600	283,200	336,400	357,300	399,300	463,900		
73	247,000	284,100	337,200	358,100	400,200	464,900		
74		284,900	338,100	359,000	401,200	465,900		
75		285,700	339,000	359,900	402,200	466,900		
76		286,500	339,900	360,800	403,200	467,900		
77		287,100	340,700	361,600	404,100	468,800		
78		287,800	341,600	362,500	405,100	469,600		
79		288,500	342,500	363,400	406,100	470,400		
80		289,200	343,400	364,300	407,100	471,200		
81		290,000	344,100	365,000	408,000	471,900		
82		290,700	345,000	365,900	408,900	472,600		
83		291,400	345,900	366,800	409,800	473,300		
84		292,100	346,800	367,700	410,700	474,000		
85		292,600	347,500	368,400	411,500	474,800		
86		293,000	348,300	369,000	412,400	475,300		
87		293,400	349,100	369,600	413,300	475,800		
88		293,800	349,900	370,200	414,200	476,300		
89		294,200	350,600	370,800	414,900	476,800		
90			351,400	371,400	415,600	477,300		
91			352,200	372,000	416,300	477,800		
92			353,000	372,600	417,000	478,300		
93			353,700	373,100	417,500	478,800		
94			354,300	373,700	418,100			
95			354,900	374,300	418,700			
96			355,500	374,900	419,300			
97			355,900	375,400	420,000			
98			356,500	376,000	420,600			
99			357,100	376,600	421,200			
100			357,700	377,200	421,800			
101			358,100	377,700	422,500			
102			358,700	378,300	423,100			
103			359,300	378,900	423,700			
104			359,900	379,500	424,300			
105			360,300	380,000	424,900			
106			360,800	380,600	425,500			
107			361,300	381,200	426,100			
108			361,800	381,800	426,700			
109			362,200	382,200	427,200			
110				382,800	427,800			
111				383,400	428,400			
112				384,000	429,000			
113				384,400	429,400			
114				385,000	429,900			
115				385,600	430,400			

116				386,200	430,900			
117				386,600	431,400			
118				387,100	431,900			
119				387,600	432,400			
120				388,100	432,900			
121				388,700	433,400			
122				389,200	433,900			
123				389,700	434,400			
124				390,200	434,900			
125				390,700	435,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	158,900	198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

交通局特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

備考 この表は、福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例第2

条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(適用日)
- この規程による改正後の福岡市交通局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の福岡市交通局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第31号

福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第8 14の項から125の項までを次のように改める。

14	2	1	6	6	1	1	1
15	3	1	7	7	1	1	1
16	4	1	8	8	1	1	1
17	5	1	9	9	1	1	1
18	6	1	10	10	1	1	1
19	7	1	11	11	1	1	1
20	8	1	12	12	1	1	1
21	9	1	13	13	1	1	1
22	10	1	14	14	1	1	2
23	11	1	15	15	1	1	3
24	12	1	16	16	1	1	4
25	13	1	17	17	1	1	5
26	14	2	18	18	2	2	6
27	15	3	19	19	3	3	7
28	16	4	20	20	4	4	8
29	17	5	21	21	5	5	9
30	17	6	22	22	6	6	10
31	17	7	23	23	7	7	11
32	18	8	24	24	8	8	12
33	18	9	25	25	9	9	13
34	18	10	26	26	10	10	14
35	19	11	27	27	11	11	15
36	19	12	28	28	12	12	16
37	19	13	29	29	13	13	17

38	20	14	30	30	14	14	18
39	20	15	31	31	15	15	19
40	20	16	32	32	16	16	20
41	21	17	33	33	17	17	21
42	21	18	33	33	18	18	21
43	22	19	34	34	19	19	22
44	22	20	34	34	20	20	22
45	23	21	35	35	21	21	23
46	23	21	35	35	22	22	23
47	24	22	36	36	23	23	24
48	24	22	36	36	24	24	24
49	25	23	37	37	25	25	25
50	25	23	38	37	26	25	25
51	26	24	39	38	27	26	25
52	26	24	40	38	28	26	26
53	27	25	41	39	29	27	26
54	27	26	42	39	29	27	26
55	28	27	43	40	30	28	27
56	28	28	44	40	30	28	27
57	29	29	45	41	31	29	27
58	29	29	46	42	31	29	28
59	30	30	47	43	32	29	28
60	30	30	48	44	32	30	28
61	31	31	49	45	33	30	29
62	31	31	50	45	33	30	29
63	32	32	51	46	34	31	29
64	32	32	52	46	34	31	30
65	33	33	53	47	35	31	30
66	34	33	54	47	35	32	30
67	35	34	55	48	36	32	31
68	36	34	56	48	36	32	31
69	37	35	57	49	37	33	31

70	37	35	58	49	37	33	
71	38	36	59	50	38	34	
72	38	36	60	50	38	34	
73	39	37	61	51	39	35	
74		38	62	51	39	35	
75		39	63	52	40	36	
76		40	64	52	40	36	
77		41	65	53	41	37	
78		41	66	54	41	37	
79		42	67	55	42	38	
80		42	68	56	42	38	
81		43	69	57	43	39	
82		43	70	57	43	39	
83		44	71	58	44	40	
84		44	72	58	44	40	
85		45	73	59	45	41	
86		45	74	59	45	41	
87		46	75	60	45	41	
88		46	76	60	46	42	
89		47	77	61	46	42	
90			78	61	46	42	
91			79	61	47	43	
92			80	62	47	43	
93			81	62	47	43	
94			81	62	48		
95			82	63	48		
96			82	63	48		
97			83	63	49		
98			83	64	49		
99			84	64	49		
100			84	64	50		
101			85	65	50		

102			85	65	50		
103			86	66	51		
104			86	66	51		
105			87	67	51		
106			87	67	52		
107			88	68	52		
108			88	68	52		
109			89	69	53		
110				69	53		
111				69	53		
112				70	54		
113				70	54		
114				70	54		
115				71	55		
116				71	55		
117				71	55		
118				72	56		
119				72	56		
120				72	56		
121				73	57		
122				73	57		
123				74	58		
124				74	58		
125				75	59		

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。
(適用日)
- この規程による改正後の福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和7年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の福岡市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等の

基準に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とする。

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のある職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号給については、改正前の規程の規定による号給とすることができる。

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第32号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「自動定期券発売機若しくは」を削る。

第85条第2項中「別表第7適用除外の物品（手回り品として車内に持ち込むことができるもの）の欄に掲げるもの及び前項第1号」を「別表第7備考第1項又は第2項の規定により適用除外とするもの及び前項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬※
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬※
				過塩素酸塩を主とする火薬※
		爆薬	爆薬	雷こう、その他の起爆薬
				硝安爆薬
				塩素酸カリ爆薬

			カーリット その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 硝酸エステル ダイナマイト類 ニトロ化合物とこれを主とする爆薬
		火工品	雷管※ 実包※ 空包※ 信管 火管 導爆線 雷管又は火管付薬きょう※ 火薬又は爆薬を装てんした弾丸類 星火を発する榴弾 救命索発射器用ロケット 煙火 がん具煙火＊ 競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。） 導火線※ 電気導火線※ その他の火工品
		その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類
	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン＊ ニトロセルローズ＊ 過酸化ベンゾイル＊ ジニトロベンゼン ジニトロナフタリン ジニトロトルエン ジニトロフェノール ニトログリコール トリニトロベンゼン トリニトロトルエン

			—	ピクリン酸
			—	過酢酸
			—	メチルエチルケトン過酸化物
			—	アジ化ナトリウム
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ*
			—	硫化リンマッチ
			—	黄リンマッチ
		その他発火性の物	—	セルロイド類*
			—	金属カリウム
			—	金属リチウム
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）
			—	カリウムアマルガム
			—	ナトリウムアマルガム
			—	マグネシウム（粉状筒状又はひも状のものに限る。）
			—	アルミニウム粉
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
			—	黄リン
			—	硫化リン
			—	赤りん
			—	リン化石灰
			—	リン化カルシウム
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）
			—	カーバイド（炭化カルシウム）
			—	その他の発火性の物及び製品*
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）*
			—	アセトン*
			—	コロジオン*
			—	ブタノール（ブチルアルコール）*

—	松根油*
—	テレピン油 (松精油) *
—	エタノール*
—	酢酸*
—	鉱油原油*
—	アルコール (変性アルコールを含む。) *
—	揮発油
—	ソルベントナフタ
—	コールタール軽油
—	ベンゼン (ベンゾール)
—	トルエン (トルオール)
—	キシレン (キシロール又はザイロール)
—	二硫化炭素
—	酢酸ビニルモノマ
—	エーテル
—	クロロシラン
—	アセトアルデヒド
—	パラアルデヒド
—	ジエチルアルミニウム
—	モノメチルアミン
—	トリメチルアミンの水溶液
—	ジメチルアミン
—	ビリジン
—	酢酸アルミ
—	酢酸エチル
—	酢酸メチル
—	義酸エチル
—	プロピルアルコール
—	ビニルメチルエーテル
—	臭化エチル (エチルプロマイド)
—	酢酸ブチル
—	フーゼル油
—	灯油 (石油)

			— 軽油 (ガス油)
			— 重油 (パンカー油、ディーゼル重油)
			— ガソリン
			— ニトロベンゼン (ニトロベンゾール)
			— ニトロトルエン (ニトロトルオール)
			— エチルエーテル
			— 酸化プロピレン
			— ノルマルヘキサン
			— エチレンオキシド
			— 酢酸ノルマル-ベンチル
			— イソペンチルアルコール
			— メチルエチルケトン
		その他	— その他の引火性の物及びその製品*
4 可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス*
			炭酸ガス (二酸化炭素) *
			天然ガス*
			水素ガス*
			窒素ガス*
			オゾン*
			ヘリウム*
			ネオンガス*
			アセチレンガス
			硫化水素ガス
			一酸化炭素ガス
			石炭ガス
			水性ガス
			空気ガス
			アンモニアガス
			塩素ガス
			亜酸化窒素ガス (笑気ガス)
			ホスゲンガス
			アルゴン
			エタン

				エチレン
				メタン
				その他の圧縮ガス及びその製品
			液化ガス	液体炭酸*
				液化プロパン*
				フレオン-12*
				フレオン-22*
				ブタン*
				液体空気
				液体窒素
				液体酸素
				液体アンモニア
				液体塩素
				液体亜硫酸
				液化シアン化水素 (液体青酸)
				塩化エチル
				塩化メチル (メチルクロライド)
				液化酸化エチレン
				塩化ビニルモノマ
				液体メタン
				その他の液化ガス及びその製品
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム (塩素酸ソーダ)
			—	塩素酸カリウム
			—	塩素酸バリウム (塩酸バリウム)
			—	塩素酸カルシウム
			—	塩素酸ストロンチウム
			—	塩素酸アンモニウム
			—	その他の塩素酸塩類
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン)
			—	過塩素酸カリウム
			—	過塩素酸ナトリウム
			—	その他の過塩素酸塩類
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)

			— 過酸化カルシウム
			— 過酸化マグネシウム
			— 過酸化バリウム
			— 過酸化亜鉛
			— 過酸化カリウム
			— その他の無機過酸化物
	硝酸塩類	—	硝石 (硝酸カリウム) *
		—	硝酸アンモニウム (硝酸アンモン又は硝安)
		—	硝酸ナトリウム
		—	その他の硝酸塩類
	亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム*
		—	その他の亜塩素酸塩類
	次亜塩素酸塩類	—	晒粉 (次亜塩素酸カルシウム)
		—	その他の次亜塩素酸塩類
	その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム
		—	過硫酸カリウム
		—	過硫酸ナトリウム
		—	三酸化クローム (無水クロム酸)
		—	その他の酸化性の物及び製品
6	放射性の物	放射性物質等	— 放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの
7	その他危険物	毒物・劇物	— 硫酸*
			— 塩酸*
			— 硝酸
			— 塩化スルホン酸 (塩化スルフリルを含む。)
			— フッ化水素酸
			— 硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)
			— フェロシリコン
			— 塩化硫黄
			— クロルピクリン
			— 四エチル鉛
			— クロロホルム
			— 臭素 (ブロム)
			— ホルマリン

—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物
—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）*
農薬	硫黄剤
	除虫菊剤
	燐剤
	D N 剤
	燻蒸剤
	殺鼠剤
	除草剤
	展着剤
	銅剤
	水銀剤
	ホルマリン剤
	ジネブ剤
	石灰剤
	砒素剤
	ニコチン剤
その他危 険物	デリス剤
	B H C 剤
	D D T 剤
	鉛油剤
	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの
	生石灰（酸化カルシウム）*
	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）*
—	低温焼成ドロマイド
—	塩化リン
—	臭化ベンジル
—	四塩化チタン

備考

- 「危険品の品目」欄に※印が記載されているものは、鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）第23条第1項第1号に規定がある場合に限り、適用除外とする。
- 「危険品の品目」欄に＊印が記載されているものは、小売店等で通常購入可能な日常の用途に使用する製品又はその成分として含まれるもので、他の乗客に危害を及ぼす恐がない量のものを適用除外とする。
- 農薬取締法の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

別記様式第1号（表面）を次のように改める。

様式第1号

通勤用

(表)

福岡市交通局

「定期券・はやかけん（記名式）」購入・変更申込書

※通勤定期券の継続購入の場合（適用期間終了から1年以内）は本申込書の記載は必要ありません。

裏面の「個人情報の取扱い」を同意の上、申し込みます。
(同意する場合は□にチェックをお願いします。)

申込日 年 月 日

① 申込区分 ※希望のア～エの項目を□で選んでください。

■「はやかけん」をお持ちでないお客様

<input checked="" type="checkbox"/> 「はやかけん」定期券の購入	大人用	小孩用	割引用	⇒②・③をご記入ください
<input checked="" type="checkbox"/> 「はやかけん」の購入 ※定期券なし	大人用	小孩用	割引用	⇒②をご記入ください

※「はやかけん」購入の際には、デボジット500円が現金で必要です。

※小孩「はやかけん」購入の際には、生年月日の記載がある証明書等の提示が必要です。

※割引「はやかけん」購入の際には、障がい者手帳等の提示が必要です。

■「はやかけん」をお持ちのお客様

<input checked="" type="checkbox"/> 「はやかけん」定期券の購入	⇒③をご記入ください
<input checked="" type="checkbox"/> 「はやかけん」の 記名式・個人情報変更	無記名式・個人情報 ⇒記名式・変更 割引用に ⇒記名式・変更

※無記名式「はやかけん」をお持ちの方は、立ちご記入ください

⇒記名式・変更
⇒記名式・変更

② 申込者 ※氏名はカタカナでご記入ください。

オナマエ	(セイ) (メイ)	性別 男性・女性・無回答
生年月日	(西暦) 年 月 日	年令 歳
電話番号	() -	

③ 定期券の購入 ※定期券を購入されるお客様は必要事項をご記入ください。

定期券の種類(区分)	(新規) • (継続)	
	地下鉄 J.R.	地下鉄 JR 西鉄 ちかいバス
利 用 区 間	地下鉄のりかえ駅 天神 天神南 美原	甘木線のりかえの場合のりかえ駅 久留米 宮の陣
	地下鉄のりかえ駅 西鉄のりかえ駅 西鉄天神大牟田線との連絡定期券を購入される場合は、西鉄天神大牟田線のりかえ駅を選んでください。	地下鉄全線乗り放題定期券 ちかいバス
利 用 期 間	年 月 日 から 1・3・6	か月
乗っチャリバス (駐輪場共通定期券)	自転車 原付	乗っチャリバスは本人のもののみ発売です。 ※割引・小学生の発売はありません。
お支払い方法	現金 クレジット PayPay	※クレジットカード・PayPayでのご購入は、定期券うりばのみのお取扱いとなります。

係員チェック欄

(裏面へ)

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

通 学 定 期 券 発 売 認 定 書

指定番号

年 月 日

学校長様

福岡市交通局
交通事業管理者

貴校に対し、次の条件により、 年 月 日から 年 月 日
まで通学定期券の発売認定をします。

(条件)

1. 通学定期券の発売認定は、 とする。
2. 学校最寄り駅は、 とする。
3. 通学定期券使用者は、貴校学生（生徒、児童、幼児）に限ること。
4. 通学定期券使用者に対し、通学証明書及び学生証、生徒証又は児童証（以下「学生証等」という。）を発行すること。
5. 通学証明書及び学生証等の発行に関しては、発行台帳を備え付け、その状況を明らかにできるようにすること。
6. 本局係員が通学証明書の発行に関する書類、その他関係書類の閲覧を求めたときは、いつでもこれを提出すること。
7. 通学証明書または学生証等を不正に発行しないこと。
8. 各条項に違反したときは、認定を取り消すことがある。
9. 定期券を新たに購入するときは、福岡市地下鉄お客様サービスセンター（定期券うりば）に有効な通学証明書を提出し、学生証等を提示するものとする。
10. 学校の所在地、名称、代表者、学則またはこれらに準ずる事項を変更した場合は、代表者は速やかに届け出なければならない。

別記様式第4号(表面)を次のように改める。

様式第4号

(表)

福岡市交通局

通学用

「定期券・はやかけん(記名式)」購入・変更申込書

※通常定期券の継続購入の場合(適用期間終了から3ヶ月以内)は本申込書の記載は必要ありません。

□ 裏面の「個人情報の取扱い」を同意の上、申し込みます。
(同意する場合は□にチェックをお願いします。)

申込日 年 月 日

① 申込区分

※ご希望のⒶ～Ⓔの項目を○で囲んでください。

■「はやかけん」をお持ちでないお客様

Ⓐ 「はやかけん」定期券の購入	(大人用) (児童用) 割引用	⇒②・③をご記入ください
Ⓑ 「はやかけん」の購入 ※定期券なし	(大人用) (児童用) 割引用	⇒②をご記入ください

※「はやかけん」購入の際には、デジタル500円が現金で必要です。

※児童「はやかけん」購入の際には、生年月日の記載がある証明書等の提示が必要です。

※割引「はやかけん」購入の際には、障がい者手帳等の提示が必要です。

■「はやかけん」をお持ちのお客様

Ⓐ 「はやかけん」定期券の購入	⇒③をご記入ください
Ⓑ 「はやかけん」の 記名式・個人情報変更	※記名式「はやかけん」をお持ちの方は、Ⓐもご記入ください 無記名式・個人情報・割引用に ⇒記名式・個人情報・変更

⇒②をご記入ください

② 申込者

※氏名はカタカナでご記入ください。

オナマエ	(セイ)	(メイ)	性別	男性・女性・離婚
生年月日	(西暦)	年	月	日
電話番号	()	ー	年令	歳

③ 定期券の購入

※定期券を購入されるお客様は必要事項をご記入ください。

定期券の種類(区分)	新規	・	継続
利用区間	地下鉄	地下鉄	地下鉄全線乗り放題定期券
JR			
JR			
※連絡もかバスをご購入される場合は上記JR又は西鉄の駅名をご記入の上、もかバスを記入下さい。			
○西鉄天神大牟田線との連絡定期券をご購入される場合は経由駅を選んでください。			
地下鉄のりかえ駅			
甘木線のりかえの場合のりかえ駅			
(天神) (天神南) (薬院) (久留米) (宮の陣)			
○空港線・筑紫線と7限線をのりかえる場合はのりかえ方法を選んでください。			
(博多経由) (天神経由(特別定期券))			
※七隈経由(特別定期券)で定期料金が増加する区間のみの「特別定期券」に購入いただけます。			
利用期間	年	月	日
から	1	・	3
乗っチラリバス(駐輪場共通定期券)	(自転車) (原付)	乗っチラリバスは大人のものと見做されます。 ※原付・自転車の発売はありません。	
お支払い方法	現金	クレジット	PayPay
※クレジットカード・PayPayでのご購入は、定期券うりばのみのお取扱いとなります。			

④ 通学(在学)証明書

※「通学証明書」の有効期間は発行日からか月間です。

【通常定期券を新規で購入する場合又は継続購入時で学生証がない場合に必要です。】

学籍番号	乗っチラリバス
部科・学年	乗っチラリバス
お住いの 住 所	乗っチラリバス
学校名 所在地 代表者名	乗っチラリバス

※通常定期券の購入時には、学生証が必要です。

(裏面へ)	乗員手帳用(印刷区分)
	小学(中学校)(高校)(大学・専門)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

-
- 2 この規程による改正前の福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）別記様式第3号により作成された通学定期券発売認定書であってこの規程の施行の際現に効力を有するものについては、この規程による改正後の福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）別記様式第3号の規定により作成された通学定期券発売認定書とみなす。
 - 3 改正前の規程別記様式第1号及び様式第4号の規定により作成された様式は、改正後の規程別記様式第1号及び様式第4号の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。